

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成23年6月1日京都市条例第 3 号）（産業観光局中央卸売市場第一市場管理課及び同第二市場業務課）

京都市中央卸売市場第二市場（以下「第二市場」という。）の売買取引方法及び京都市中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）の加工処理場使用料の限度額を改正することとしました。

主な内容は次のとおりです。

1 第二市場の売買取引方法の変更

第二市場において卸売を行う牛枝肉及び豚枝肉については、全部又は一定の割合をせり売又は入札の方法によることとしていますが、売買取引の方法を変更し、相対取引による売買の制限を緩和することで、取引方法を弾力化し、第二市場における売買取引の活性化を図る必要があることから、次のとおり牛枝肉及び豚枝肉の売買取引方法を改正することとしました。

区分	売買取引の方法	
	改正前	改正後
牛枝肉	せり売又は入札の方法	毎日の卸売予定数量のうち市長が定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引
豚枝肉	毎日の卸売予定数量のうち市長が定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引	せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 第一市場の加工処理場使用料の改定

第一市場において、老朽化した加工処理場を廃止のうえ、新たな加工処理場を設置し、平成23年7月1日から供用を開始することに伴い、当該加工

処理場の使用料の限度額を改定することとしました。

区 分	単 位	使 用 料	
		改正前	改正後
加工処理場使用料	1 平方メートル につき 1 月	1, 1 1 7 円	2, 1 6 8 円

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年6月1日

京都市長 門川大作

京都市条例第3号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

別表第2水産物部の項及び食肉部の項を次のように改める。

水産物部	生鮮まぐろ類（20キログラム以下のものを除く。）、冷凍まぐろ類（腹部を切り開き、えらと内臓を除いたものに限る。）及び水産物のうち別に定めるもの
------	---

別表第3食肉部の項中「豚枝肉」を「牛枝肉」に改める。

別表第4使用料の欄中「1, 117」を「2, 168」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(産業観光局中央卸売市場第一市場管理課)

(産業観光局中央卸売市場第二市場業務課)